

小金井市

無電柱化推進計画【改定】

2026(令和 8)年 6 月



小金井市

目 次

第1章 計画改定の主旨

- 1. 計画改定の背景..... p.1
- 2. 計画改定の目的..... p.1
- 3. 計画改定の位置づけ p.2
- 4. 計画期間 p.3

第2章 無電柱化の現状

- 1. 国及び東京都における無電柱化に関する動向 p.4
- 2. 近年における無電柱化の整備手法 p.7
- 3. 区市町村道における無電柱化の現状 p.10
- 4. 小金井市の無電柱化状況と課題 p.11

第3章 無電柱化の推進に関する基本的な考え方

- 1. 対象路線 p.18
- 2. 無電柱化による整備効果..... p.18
- 3. 無電柱化の整備方針 p.20

第4章 無電柱化推進計画

- 1. 現道における無電柱化推進計画 p.21
- 2. 都市計画道路、再開発事業、土地区画整理事業、宅地開発等で
計画されている路線における無電柱化推進計画 p.28

第5章 無電柱化の推進に向けた施策等

- 1. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 p.29
- 2. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項 p.32

- 参考資料..... p.33

第1章 計画改定の主旨

1. 計画改定の背景

2024（令和6）年1月発生の能登半島地震における電柱倒壊等の被災状況は記憶に新しいところです。また、近年叫ばれる首都直下型地震発生の切迫性など、災害リスクの高まりを背景に、災害時には大規模地震や大型台風などに起因する電柱の倒壊により、避難、救助活動及び物資輸送等の妨げとなることが予想されることから、防災や安全・景観等の観点から無電柱化への意識が高まっています。

小金井市では2019（平成31）年4月に「小金井市無電柱化推進計画」を策定し、2021（令和3）年度までの3年間を計画期間として、無電柱化を検討する路線を抽出し、その後、2022（令和4）年4月に改定を行い、今後10年間で優先的に無電柱化を整備する路線を選定しました。

現在東京都では、切迫する首都直下型地震や激甚化する台風などの自然災害に対する備えとして、これまでの無電柱化への取組を一層推進するため、2026（令和8）年2月に次期「東京都無電柱化計画」の方針をとりまとめ、この方針に基づき、令和8年度から次期5か年に向けて東京都無電柱化計画を改定し、都道、臨港道路、区市町村道、まちづくりなどにおいて、島しょ地域も含めた無電柱化の取組をさらに加速させ、安全・安心で魅力ある東京の実現を目指すとしています。

2. 計画改定の目的

本市では市道の無電柱化を計画的に推進するため「小金井市無電柱化推進計画」（以下「本計画」という）を改定します。

本計画の改定にあたっては、2019（平成31）年4月策定の「小金井市無電柱化推進計画」及び2022（令和4）年4月改定の同計画にて定めた無電柱化の推進に関する基本的な考え方や優先整備路線を継承します。

その上で各路線の特徴を踏まえ、国や東京都が示す新技術の活用やコスト縮減効果を含めた適切な整備手法を検討し、優先的に整備する路線・区間を新たに選定することを目的とします。



2024（令和6）年 能登半島地震（石川県輪島市）（出典：国土交通省資料）

図1.1 電柱倒壊による被害事例

3. 計画改定の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」第8条第2項に規定された「市町村無電柱化推進計画」に相当するものであり、『第5次小金井市基本構想』、『小金井市都市計画マスタープラン』、『無電柱化加速化戦略』、『東京都無電柱化計画（改定）』、『次期「東京都無電柱化計画」の方針』及び『東京における都市計画道路の整備方針（2026（令和8）年3月）』を基本として、今後における無電柱化の推進に向けた基本的な考え方、優先的に整備を検討する路線・区間及び取り組むべき施策などを示します。

なお本計画は、「小金井市地域防災計画」や「小金井市バリアフリーのまちづくり基本構想」などの計画と関連する、個別計画として位置づけます。

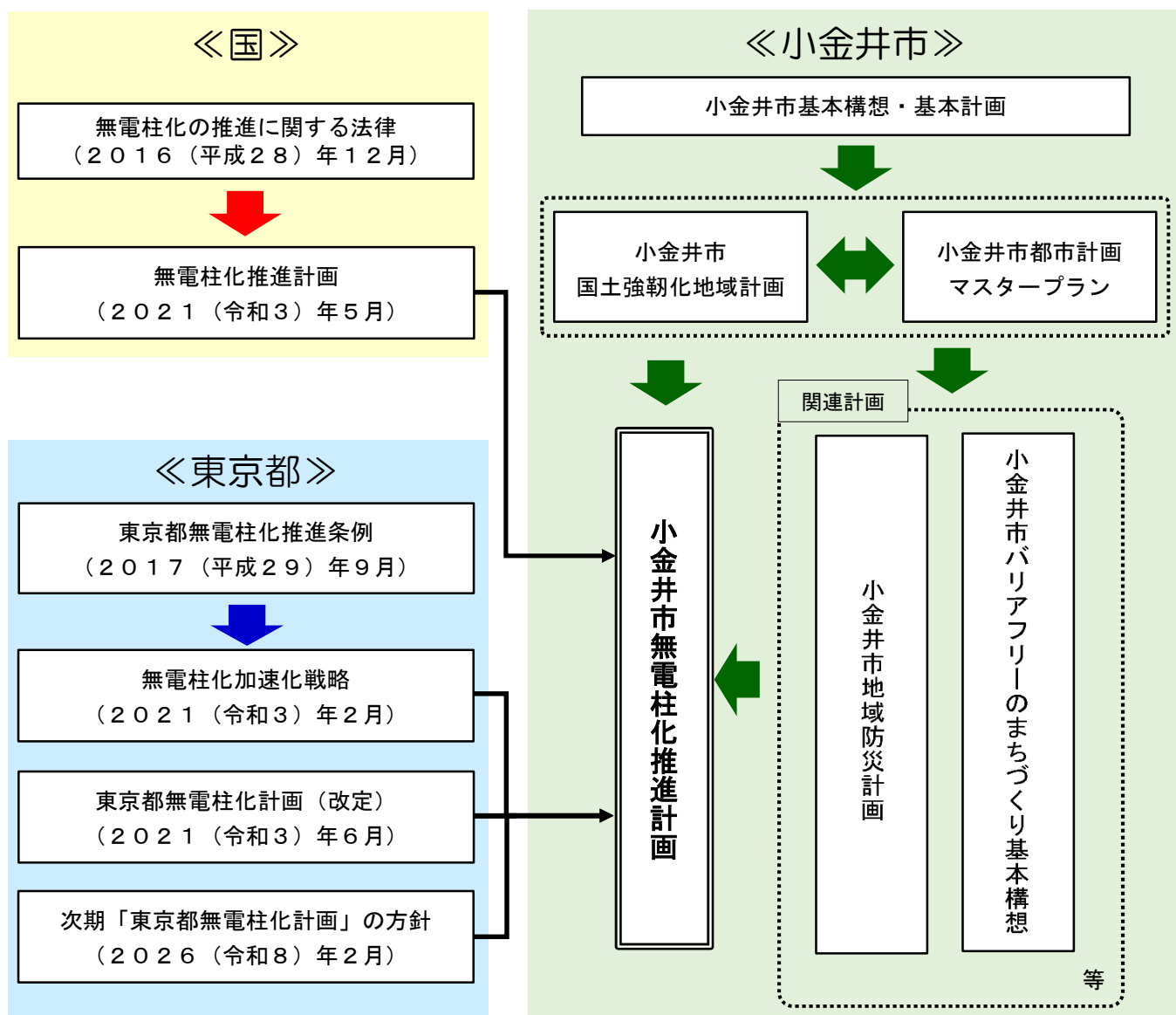


図 1.2 小金井市無電柱化推進計画の位置づけ

4. 計画期間

本計画の対象期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間を計画期間とします。

計画期間：2026（令和8）年度～2035（令和17）年度の10年間

第2章 無電柱化の現状

1. 国及び東京都における無電柱化に関する動向

(1) 国の動向

国は「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、2021（令和3）年5月に「無電柱化推進計画」を策定して、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間にわたる基本的な方針、整備目標、講ずべき施策等について公表し、無電柱化を推進しています。なお、無電柱化推進計画の概要については、以下の通りです。

基本的な考え方	①3つの取組姿勢		
	・新設電柱を増やさない		
	・徹底したコスト削減の推進		
	・事業のさらなるスピードアップ		
	②適切な役割分担による無電柱化の推進		
③無電柱化の対象路線	防災	市街地の緊急輸送路など道路の閉塞防止を目的とする区間	
	安全	安全・円滑な交通確保を目的とする区間	
	景観	景観形成・観光振興を目的とする区間	
④無電柱化の構造・手法			
構造：管路構造、小型ボックス構造、直接埋設構造、軒下配線、裏配線			
手法：電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式			
計画期間	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度までの5年間		
整備目標	①無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化		
	②「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」で着手する約2,400kmを含めた約4,000kmを無電柱化	防災	市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率 38%⇒52%
		安全	安全かつ円滑な交通の確保が必要な特定道路の無電柱化着手率 31%⇒38%
		景観	世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数 37地区⇒46地区
			重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数 56地区⇒67地区
歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数 46地区⇒58地区			
総合的かつ計画的に講ずべき施策	①緊急輸送道路の電柱を減少		②新設電柱の抑制
	③コスト削減の推進		④事業のスピードアップ
	⑤占用制限の的確な運用		⑥財政的措置
	⑦メンテナンス・点検及び維持管理		⑧関係者間の連携の強化

図 2.1 国の無電柱化推進計画概要

また、地方版無電柱化推進計画に位置付けられている無電柱化事業における無電柱化を対象とした個別補助制度による重点的な支援を行うとともに、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」など都道府県が市区町村を支援する先進的な取組について情報の横展開を図っています。

その他、無電柱化事業のコスト縮減を目的に、低コスト化に関する技術検討が進められ、2016（平成28）年4月より埋設深さに関する基準や、電力線と通信線の離隔距離に関する基準が緩和され、埋設管路の浅層化や低コスト手法の導入が推進されています。

（2）東京都の動向

東京都は1986（昭和61）年度から8期にわたり無電柱化推進のための計画を策定し整備を進めてきました。2021（令和3）年2月には、これまでの取組をより一層推進するため「無電柱化加速化戦略」策定するとともに、同年6月には「東京都無電柱化計画」を改定し無電柱化を推進してきました。

その後、2024（令和6）年1月発生の能登半島地震や首都直下型地震の発生の切迫性など、災害リスクの高まりを背景に、「首都防衛」に向けて無電柱化を強力に推進するため、次期東京都無電柱化計画の改定に向けた方針を2026（令和8）年2月に取りまとめました。

基本的な考え方 【無電柱化3原則】	電柱を減らす
	電柱を増やさない
	費用を減らす
計画期間	2026(令和8)年度～2030(令和12)年度までの5年間（9期）
整備目標	都道全体で320kmの新規事業着手
	臨港道路等15kmやふ頭敷地等4か所に新規事業着手
	電柱のない島（利島・御蔵島）の整備完了
	東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例制定
次期計画のポイント	重点整備エリアの拡大・防災拠点のアクセス機能強化
	D X原則適用や同時施工による効率化・スピードアップ
	島しょ地域の復興・強靱化
	区市町村との連携・支援強化、電柱の新設禁止の拡大
	宅地開発の無電柱化推進条例制定

（参考：次期「東京都無電柱化計画」の方針を参考に作成）

図 2.2 次期「東京都の無電柱化推進計画」の方針の概要

次期「東京都無電柱化計画」の方針では、区市町村道における無電柱化の推進を目的として、『無電柱化チャレンジ支援事業制度』による区市町村への財政支援と技術支援への取り組みが引き続き示されています。

また、東京都内の都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市

景観の創出に寄与することを目的として、規制区域内で行われる宅地開発について開発区域内への電柱等の新設を原則禁止とする条例「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」を2026（令和8）年3月に制定しています。

2. 近年における無電柱化の整備手法

(1) 無電柱化の整備方式

無電柱化には、大きく分けて『電線類地中化』と『電線類地中化以外』の整備方法があり、道路構造や沿道状況に応じた整備方式が選定されています。

東京都では、『電線類地中化』の中でも、道路区域内で整備が可能な電線共同溝方式による整備を基本としており、本市でも電線共同溝方式による整備を進めてきました。

今後も電線共同溝方式による無電柱化を基本として推進していきますが、歩道が狭い道路や歩道がない道路では、公共用地や民地等を活用する手法等も検討し、無電柱化の推進を図ります。

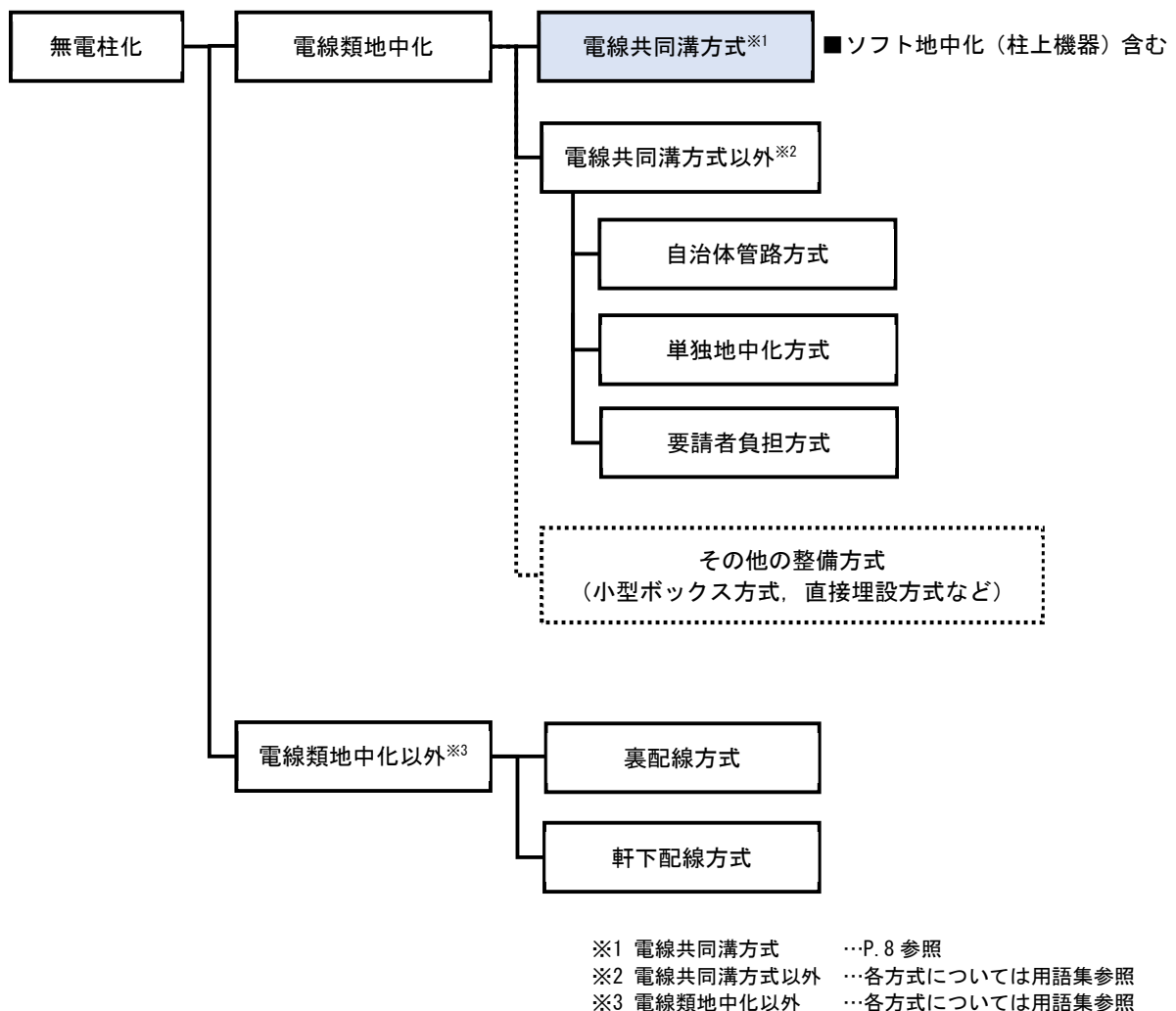


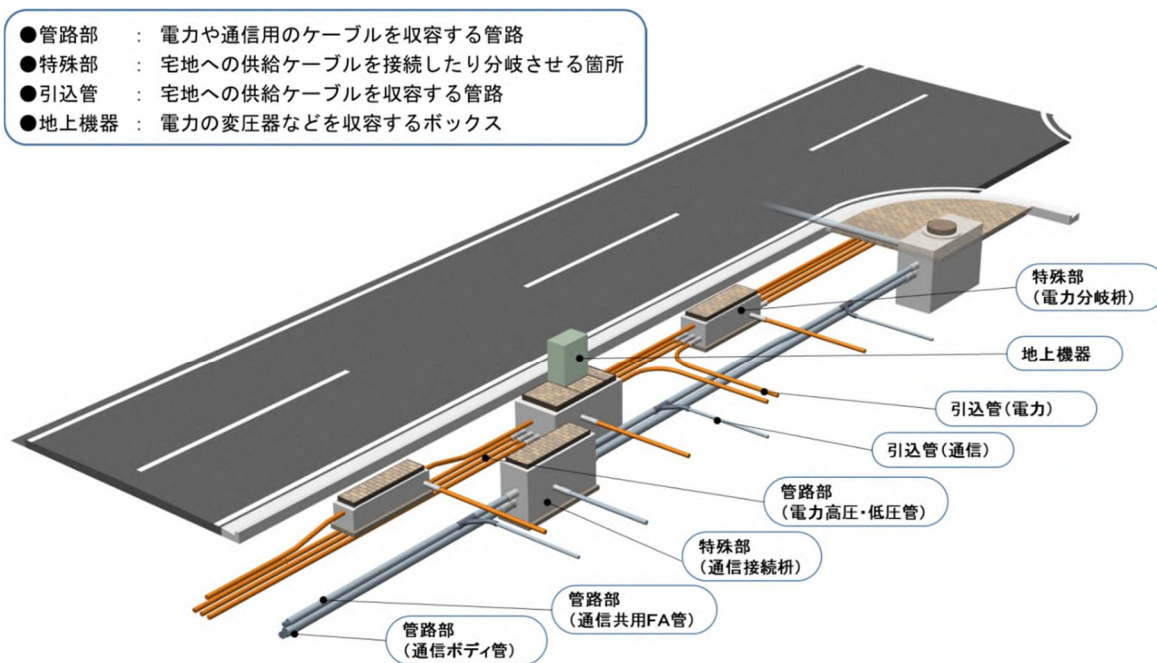
図 2.3 無電柱化の整備方式と整備手法

(2) 小金井市が基本とする整備手法

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」により手続きが明確化され、本市では、国及び東京都の補助制度が設けられている電線共同溝方式による無電柱化を基本とし、以下のような手法等を採用して無電柱化を実施します。

① 道路区域内に地上機器を設置する手法

一般的に歩道幅員が2.5m以上ある歩道が広い道路で採用され、歩道内に地上機器を設置する整備方法で、整備事例が最も多い手法です。



(出典：東京都無電柱化計画)

図 2.4 道路区域内に地上機器を設置する電線共同溝のイメージ



図 2.5 小金井市内における整備事例（市道第12号線）

② 公共用地や民地等に地上機器を設置する手法

歩道が狭い道路や歩道がない道路で道路区域内に地上機器を設置することが困難な場合に、道路区域外の公共用地や民地等を借用もしくは買収により地上機器の設置スペースを確保して、電線共同溝の整備を行う手法です。



図 2.6 学校用地を活用した整備事例（江戸川区）



図 2.7 公園用地を活用した整備事例（江戸川区）

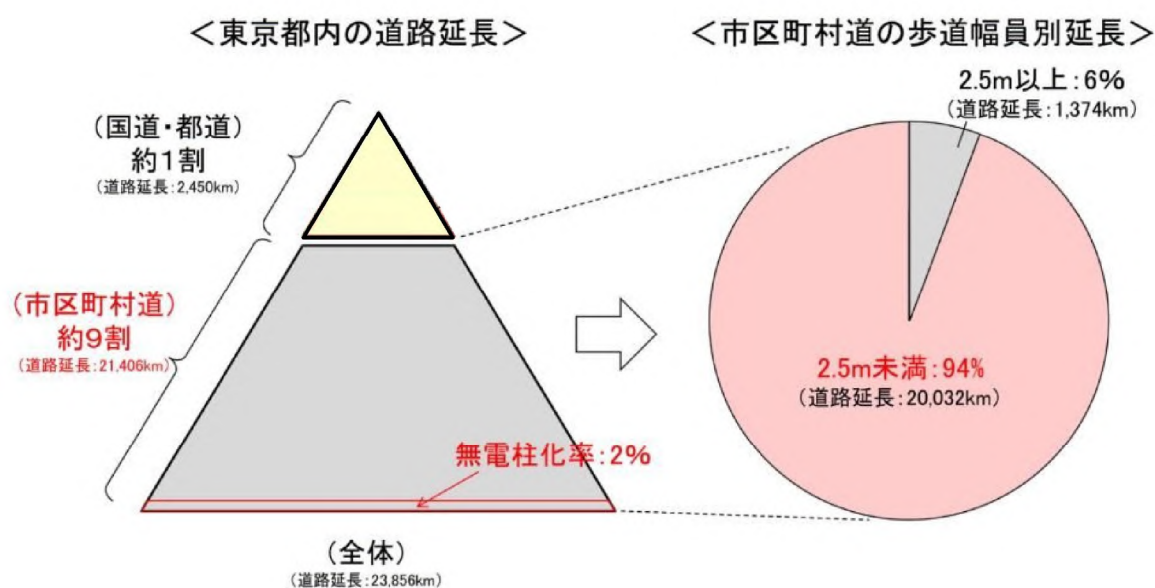
3. 区市町村道における無電柱化の現状

(1) 区市町村道の無電柱化状況

東京都内の国道及び都道の無電柱化は、1995（平成 7）年に施行された「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、1998（平成 10）年から主に広幅員の都市計画道路の整備にあわせて、電線共同溝方式により整備が進められ、無電柱化率はおよそ 27% まで達しているとされています。

一方で、東京都内の約 9 割の道路延長を占める区市町村道における無電柱化率は、およそ 2% にとどまっており、国道及び都道に比べて大きく立ち遅れている状況にあります。

無電柱化が遅れている大きな要因としては、区市町村道の多くが、歩道が狭い又は歩道が無い道路であることから、電線共同溝方式による整備が難しいことが挙げられます。



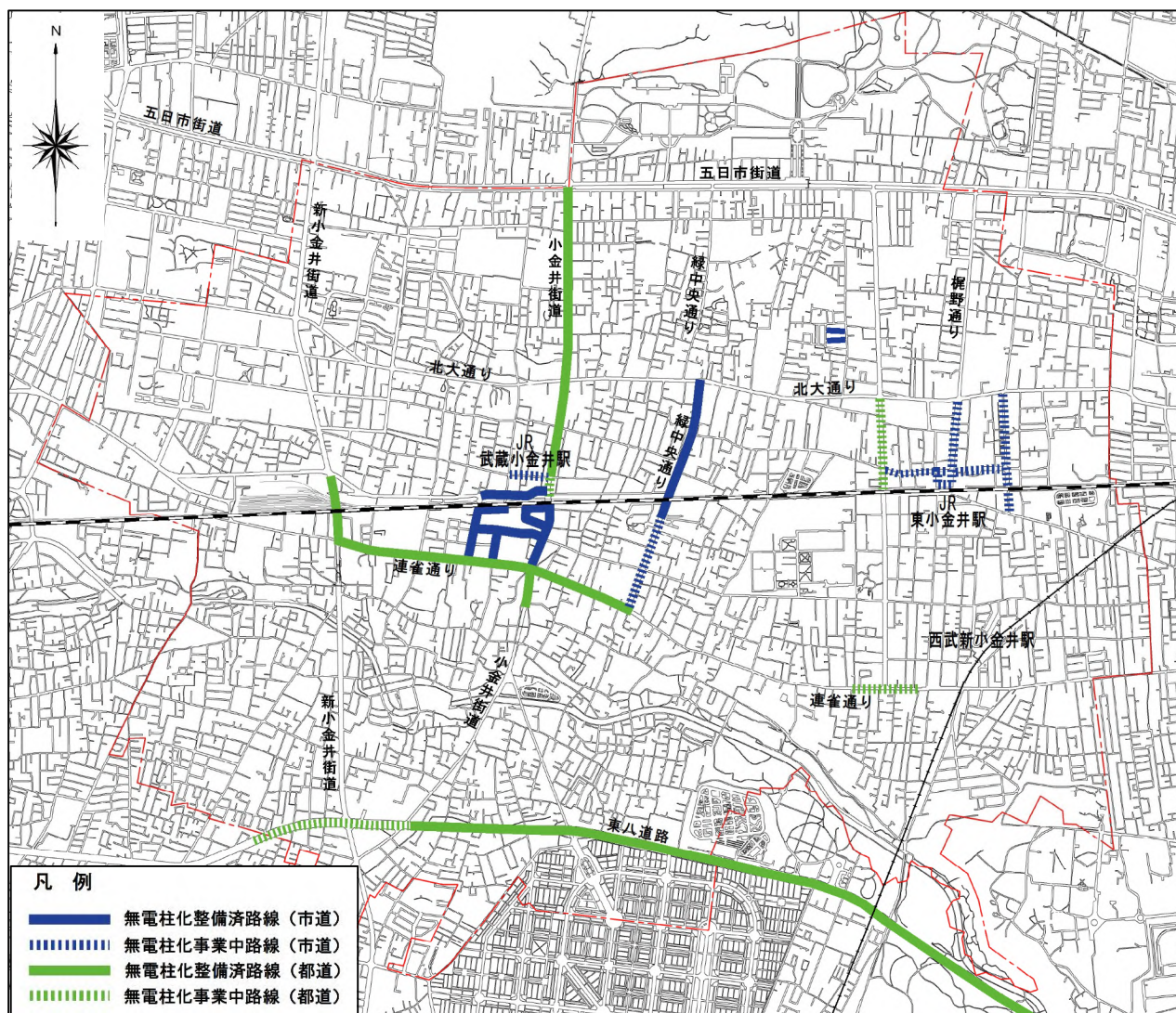
（出典：国土交通省 HP）

図 2.8 区市町村道における無電柱化の実施状況（2014（平成 26）年度時点）

4. 小金井市の無電柱化状況と課題

(1) 小金井市における無電柱化の整備実績

本市では、これまで道路事業や再開発事業等と合わせて、電線共同溝方式による無電柱化整備を行ってきました。



無電柱化完了・事業中・整備予定 の市道延長	無電柱化済市道延長	無電柱化整備率
11.89 km	1.83 km	15.4 %

(2026 (令和8) 年3月末現在)

図 2.9 小金井市における無電柱化状況図

(2) 小金井市の無電柱化推進に向けた課題

本市においては「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を目的に無電柱化の整備を進めてきましたが、まだまだ十分とは言えず、無電柱化のさらなる推進が必要な状況にあります。

特に市民に身近な生活道路や人通りの多い駅周辺、商店街や通学路など、現道における無電柱化が進んでいない状況であり、安全や景観の観点から無電柱化を推進していく必要があります。

一方で、現道の多くは歩道が狭いまたは歩道が無い道路で、電線共同溝方式による無電柱化事業を行うことが困難な道路であるため、無電柱化を推進するためには、整備に関する課題解決に向けた検討も必要となります。



市道第 456 号線（富士見通り）



市道第 70 号線（ジャノメ通り）

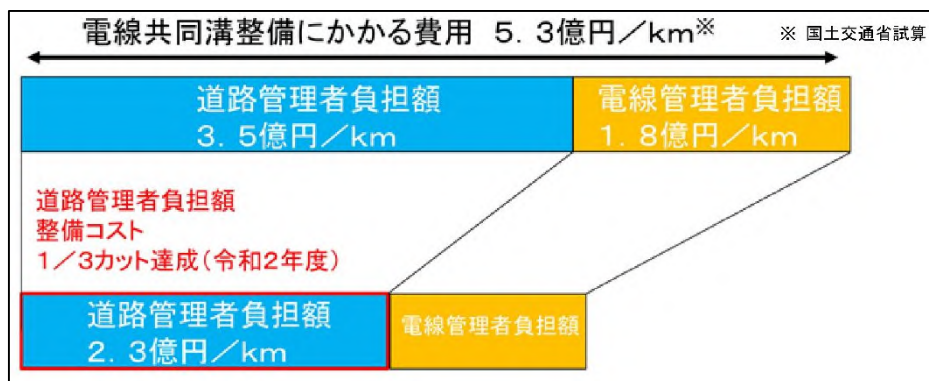
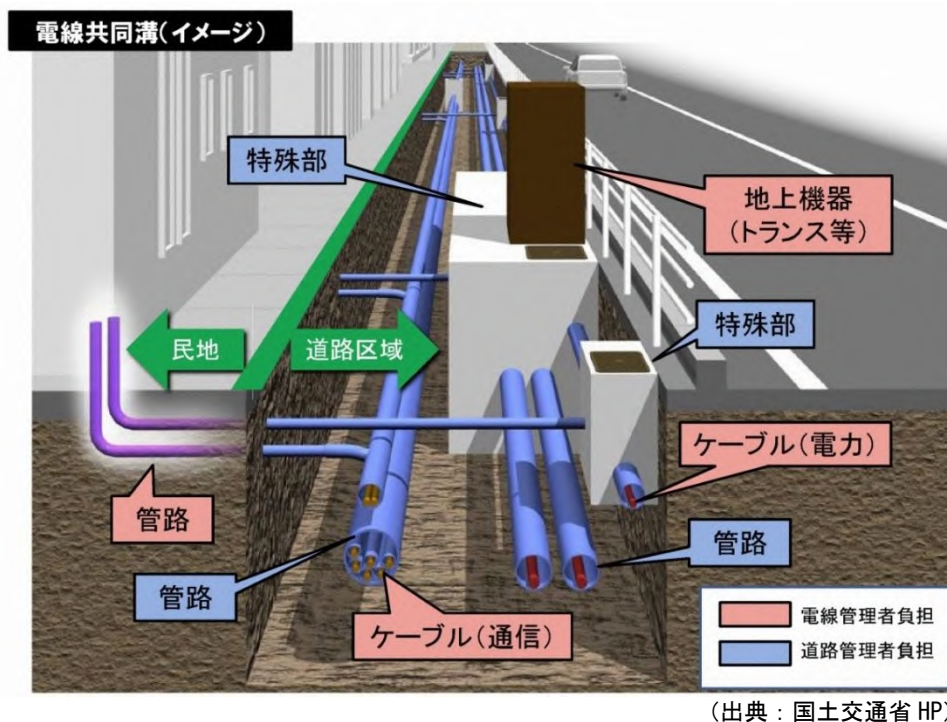
図 2.10 歩道が狭いまたは歩道が無い道路

(3) 電線共同溝方式による無電柱化の整備課題

① 整備費用が高い

電線共同溝方式による無電柱化の整備では、2014（平成26）年度時点で整備延長1kmあたり3.5億円（道路管理者負担）の費用を要するとされていたものが、2020（令和2）年度では約2/3の2.3億円（道路管理者負担）まで縮減できたものの、まだまだ多額の費用がかかっている状況です。

区市町村道のような歩道が狭いまたは歩道が無い道路においては、施工性の面から、さらに多額の費用を要することが予想され、さらなる財源確保やコスト縮減に向けた取り組みが必要となります。



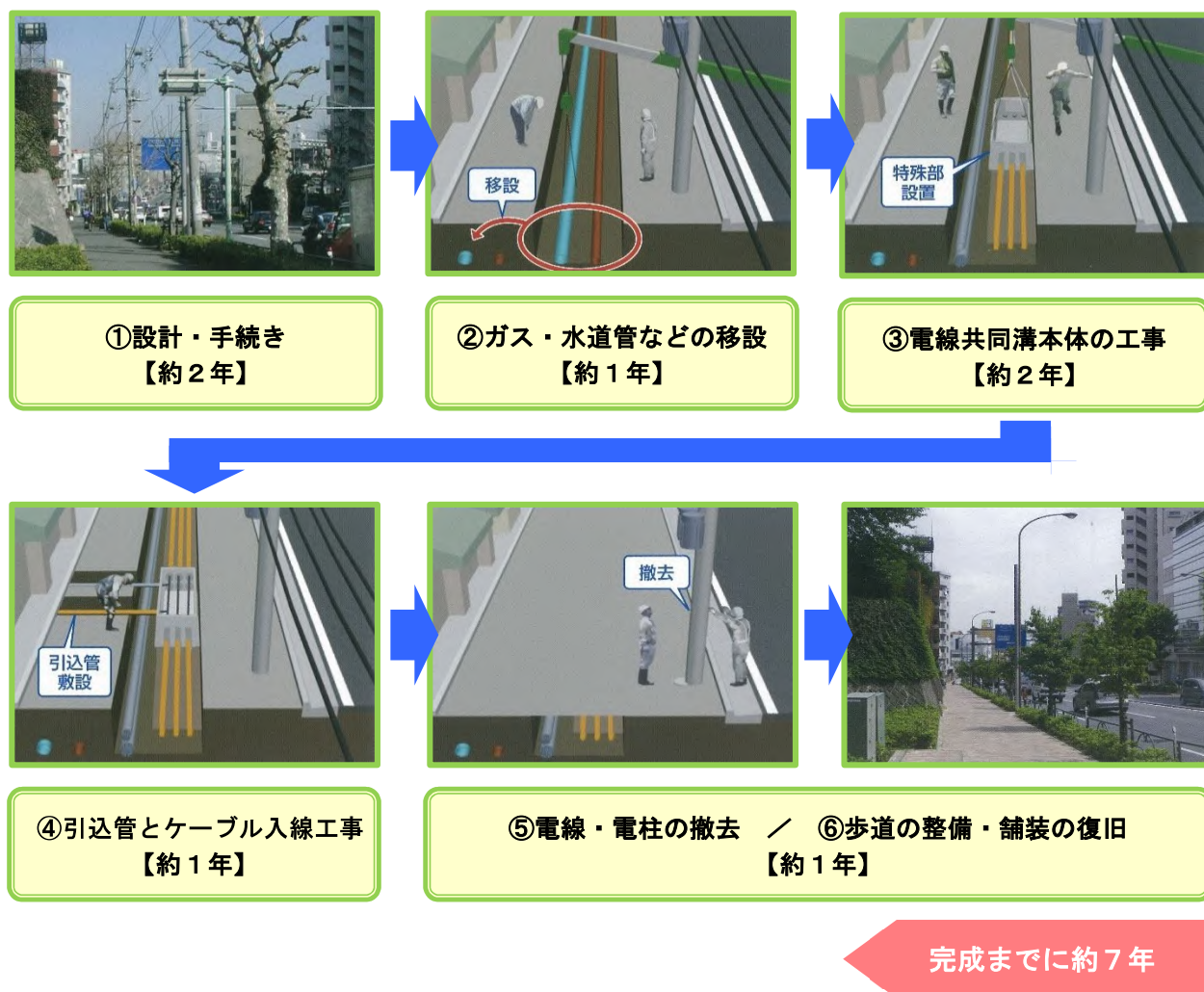
(出典：東京都)

図 2.11 電線共同溝方式による無電柱化の費用負担

② 整備期間の長期化

電線共同溝方式による無電柱化の完了までには長い期間を要し、道路延長約400mを整備するにあたり約7年かかるとされています。

区市町村道のような歩道が狭いまたは歩道が無い道路では、既に埋設されている上下水道やガス管など、支障となる埋設物との調整や移設に時間がかかり、さらに整備期間が長くなることが予想され、沿道の方々のご理解・ご協力を得ながら工期短縮に向けた取り組みが必要となります。



(各イラスト出典：東京都パノフレット)

図 2.12 電線共同溝方式による無電柱化の整備手順と整備期間

③ 地上機器設置に関する調整

電線共同溝方式による無電柱化の整備では、電気・通信事業者による道路の占用物として地上機器の設置が必要であり、一般的には道路区域内の歩道上に設置されます。

しかしながら、区市町村道のような歩道が狭い道路では、歩道内に地上機器を設置することにより、歩行者の通行空間が十分確保できない可能性があるため、公共用地や民地などの道路区域外で設置可能な場所を確保する必要があり、地上機器設置に関する調整が必要となります。



(東京都板橋区)

図 2.13 道路区域外での地上機器設置事例

また、地上機器の設置場所として沿道に公共用地や民地の確保が難しい場合は、「ソフト地中化（柱状型機器）」での整備も視野に入れた検討が必要になります。



(東京都文京区)

図 2.14 ソフト地中化（柱状型機器）事例

ソフト地中化とは・・・

地上機器を道路上に設置できない道路（歩道が無い道路や歩道幅員 2.5m 未満の道路等）において、変圧器等を道路照明灯などの支柱上に配置する地中化方式。柱状型機器は景観に配慮するため小型のものを採用するが、容量が小さいため地上機器に比べ設置基数が増える傾向にあります。より景観に配慮したものとして、街路灯一体型変圧器も開発中です。



(出典：東京都無電柱化計画（改定）)

図 2.15 街路灯一体型変圧器

(4) 防災関連施設と無電柱化整備路線

小金井市地域防災計画（2023（令和5）年3月修正）では、都市としての交通機能の回復や歩行者の安全確保、発災時における火災の延焼防止、避難路、緊急輸送道路及び緊急道路障害物除去路線の通行確保及び道路整備による沿線不燃化の促進を図るため、道路整備を推進することとしています。

緊急輸送道路及び緊急道路障害物除去路線と防災拠点とを結ぶ道路など道路ネットワークの整備による安全確保を行い、交通機能の維持が図られるよう努めていく必要があります。

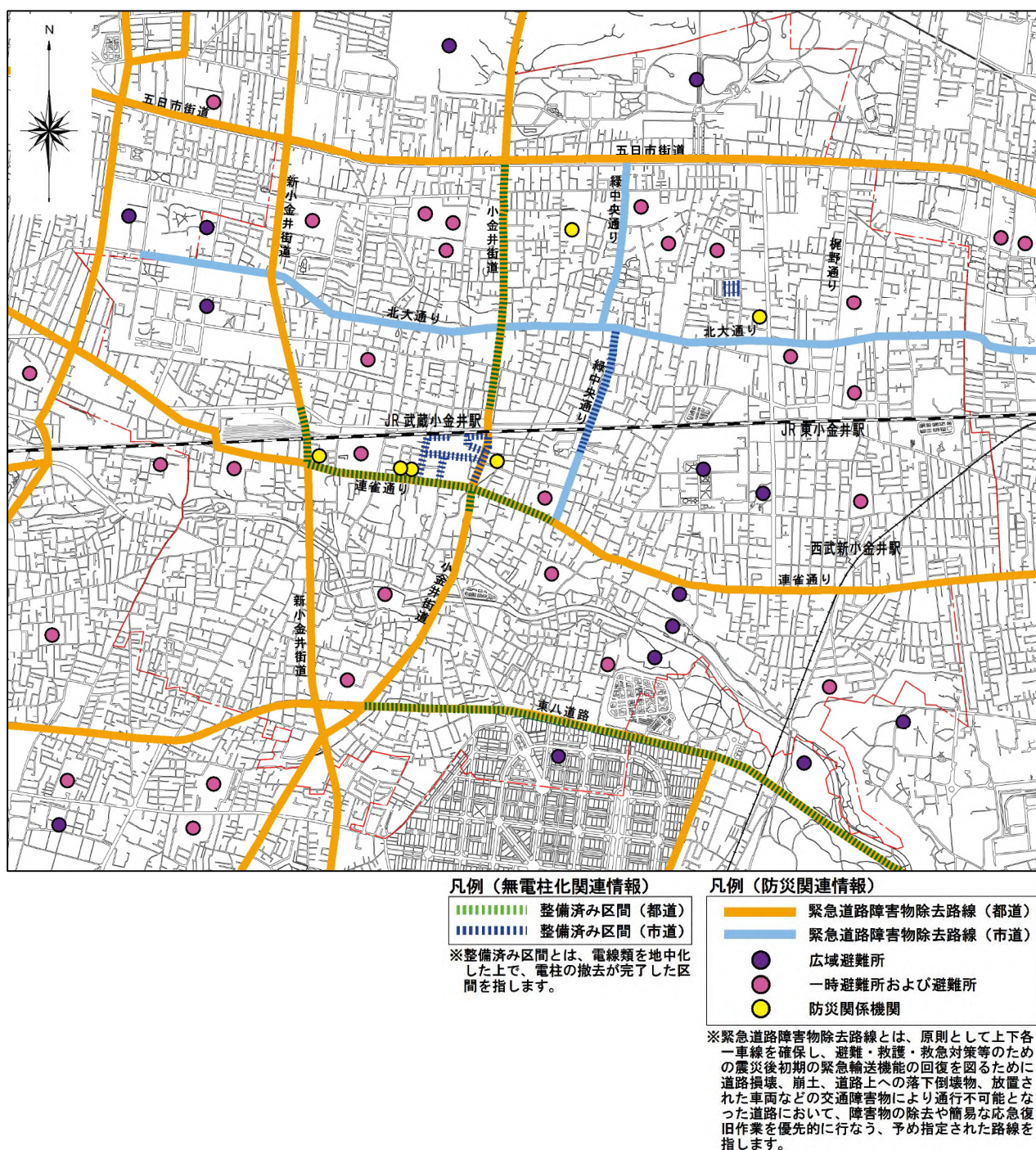


図 2.16 防災関連施設と無電柱化整備路線

第3章 無電柱化の推進に関する基本的な考え方

1. 対象路線

(1) 現道

無電柱化の必要性、整備効果の高い路線及び財源の確保が見込める道路について優先的に整備するものとし、多様な整備手法により無電柱化を実施します。

(2) 都市計画道路や再開発事業等で計画されている路線

都市計画道路の整備による道路の新設や再開発事業、土地区画整理事業等により道路の新設、拡幅整備が行われる際には、同時整備の観点から事業調整を行い、無電柱化を実施します。

2. 無電柱化による整備効果

(1) 都市防災機能の強化

都道と連携した防災ネットワークを構築し、災害時における安全な避難や救援活動の円滑化を図る防災機能強化を目指します。

基本方針1：都市防災機能の強化

大規模な地震時でも、安全な避難と円滑な救助活動が可能で、ライフラインが途絶えない、災害に強いまちづくり



(出典：東京都パノフレット)

図 3.1 都市防災機能の強化を図る整備効果イメージ

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

重点整備地区におけるバリアフリー化が必要な道路や生活関連経路、人通りの多い商店街、通学路等において、安全で快適な歩行空間の形成を目指します。

基本方針2：安全で快適な歩行空間の確保

車椅子にもやさしい、誰もが安全で快適に移動できるみちづくり



(出典：東京都パノフレット)

図 3.2 安全で快適な歩行空間の確保を図る整備効果イメージ

(3) 良好な都市景観の創出

主要駅やみどりの拠点を中心に、周辺路線やアクセス路線において、無電柱化による景観の質の向上を図り、景観に配慮した道路空間の形成を目指します。

基本方針3：良好な都市景観の創出

環境共生のまちにふさわしい市街地景観の質の向上



(出典：東京都パノフレット)

図 3.3 良好な都市景観の創出を図る整備効果イメージ

3. 無電柱化の整備方針

無電柱化を推進するため、財源確保や効果的な整備促進を目的に、以下の整備方針において無電柱化事業を進めます。

①整備効果の高い路線における集中的な整備の推進

各路線における無電柱化の必要性や期待される整備効果、及び効果の早期発現等を総合的に評価し、整備効果が期待される路線について優先的に整備を進めます。

②多様な整備手法の活用

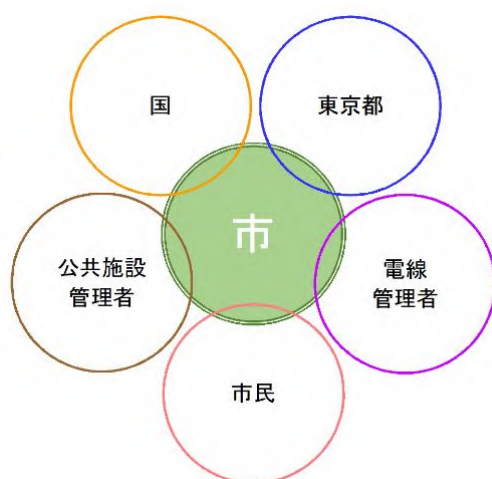
従来の電線共同溝方式による整備が困難な現道においては、電線管理者等と協働して、公共用地や民地等を活用した手法や、新技術等を活用した電線共同溝整備を検討するなど、多様な手法により無電柱化の整備推進を図ります。

③関係者間の連携強化

無電柱化事業実施箇所については、必要に応じて地元への説明を行い、無電柱化事業の内容等への理解を得ていきます。事業中の対応にあたっては、道路工事調整会議等の関係者が集まる機会を活用し、早めの調整を行うなど、積極的な調整を行い、他事業と連携した同時施工による無電柱化整備について検討していきます。

④補助制度等の活用

東京都が区市町村道における無電柱化を推進するために新たに創設した『無電柱化チャレンジ支援事業制度』（認定期限：2027（令和9）年度末まで）を有効に活用するとともに、無電柱化推進計画事業補助制度や「区市町村無電柱化事業に対する都費補助制度」などの補助制度の活用により、無電柱化事業の財源確保を図り、無電柱化を推進していきます。



以上のように、本市においては、国や東京都の動向を注視しつつ、電線管理者等との更なる連携、公共施設管理者や市民の協力を得て、多様な整備手法の活用について検討して、無電柱化を推進します。

第4章 無電柱化推進計画

1. 現道における無電柱化推進計画

(1) 優先的に整備を検討する路線

無電柱化の推進に向けた基本的な考え方に基づき、整備効果の高い路線における集中的な整備による効果的な推進を目的として、2019（平成31）年4月の小金井市「無電柱化推進計画」では優先的に整備を検討する路線の選定を行いました。

2021（令和3）年度までに着手を目指す路線として市道第136号線（ムサコ通り）と市道第12号線（緑中央通り）の2路線を位置付け、東京都無電柱化チャレンジ支援事業の認定を受け、計画通り2021（令和3）年度に着手し、現在整備を進めています。



整備前



整備前



整備後



整備後

図 4.1 市道第12号線（緑中央通り）
整備イメージ

図 4.2 市道第136号線（ムサコ通り）
整備イメージ

(2) 今後10年間で整備する路線・区間の選定

今後優先的に整備を検討する路線については、基本的に前計画で抽出された路線を継承しています。今後10年間で整備する路線・区間として、本市が目指す無電柱化の整備効果を踏まえ、評価項目と評価指標を設定し、無電柱化の必要性や路線としての重要性、沿道状況等の施工性及び補助制度の適用性等も勘案し、総合評価により選定します。

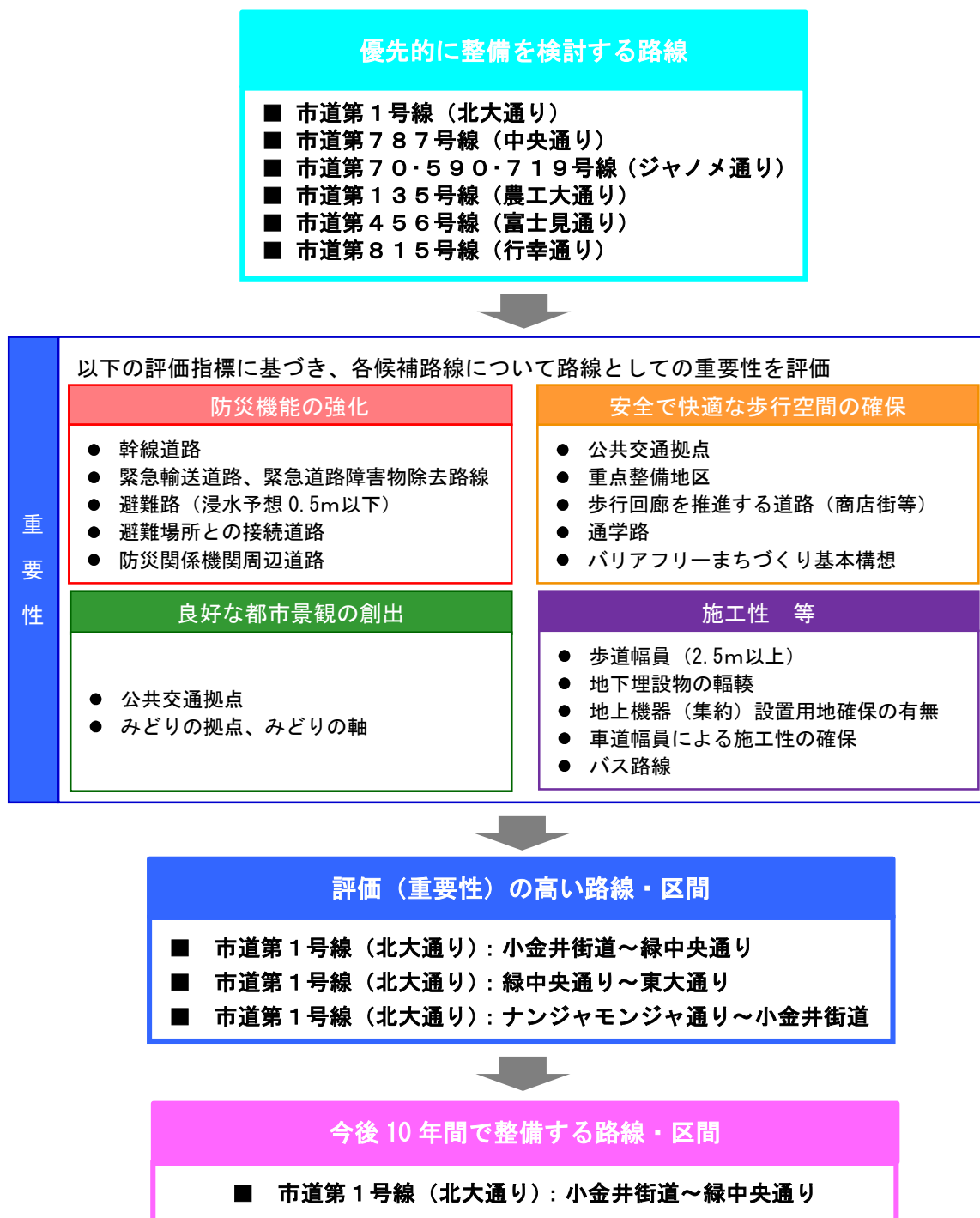


図4.3 今後10年間で整備する路線・区間の選定

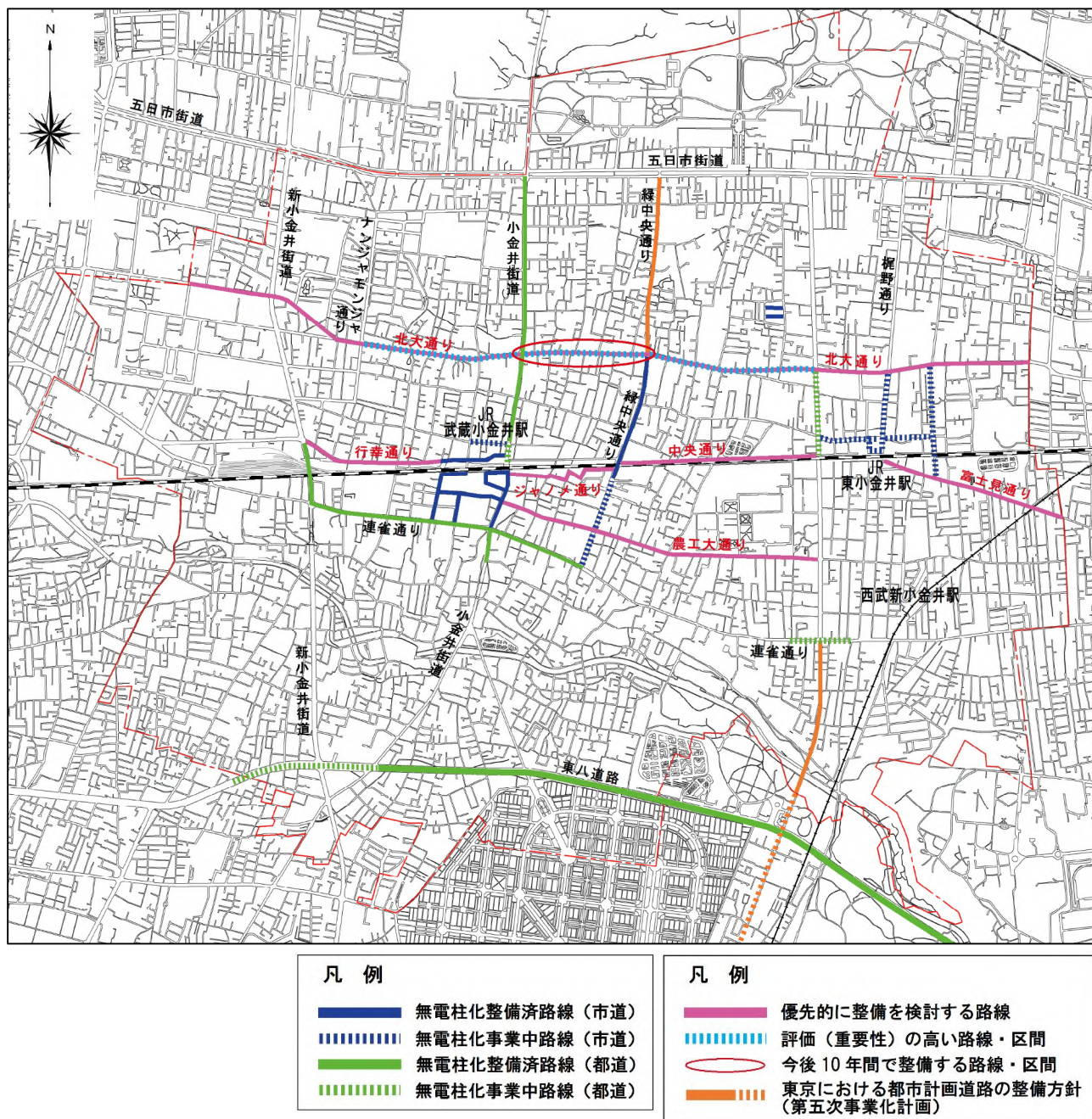


図 4.4 今後10年間で整備する路線・区間

(3) 評価（重要性）の高い路線・区間の状況と課題

① 市道第 1 号線（北大通り）【小金井街道～緑中央通り】

市道第 1 号線（北大通り）は、市指定の緊急道路障害物除去路線に指定されており、交差する都道と接続して緊急輸送道路ネットワークを形成しています。本路線に交差する市道第 1 2 号線（緑中央通り）も本路線同様に市指定の緊急道路障害物除去路線に指定されており、その整備状況については、連雀通り（第 3 次緊急輸送道路）から本路線までの区間の道路は拡幅整備済みで、電線共同溝整備が完了又は事業中となっています。一方で本路線から五日市街道（第 1 次緊急輸送道路）までの区間は、「東京における都市計画道路の整備方針」における優先整備路線（第五次事業化計画）として選定され、今後都市計画道路の整備のなかで無電柱化を実施するとともに、小金井街道（第 2 次緊急輸送道路）から緑中央通りまでを今後 10 年間で整備する区間として選定し、緊急輸送道路ネットワークの形成を図ります。



図 4.5 市道第 1 号線（北大通り） 小金井街道～緑中央通りの状況



図 4.6 小金井街道の状況



図 4.7 緑中央通りの状況

この区間は両側に2.5m以上の歩道幅員を確保できるため、電線共同溝方式による整備が可能です。ただし、歩道内には既設地下埋設物（電力・通信・水道・下水道・ガス）が多く占有しており、整備にあたってはこれらの撤去や移設に伴う企業者調整を要します。

また、歩道内には植栽帯が設置されていることから、整備の際に一部の街路樹の撤去・復旧も伴います。

さらに一部歩道下に仙川が流れていることから、電線共同溝の設置場所の確保や民地への供給方法についての検討が求められます。

交通量が多いバス路線でもあるため、施工時間帯や施工方法の制約を考慮し、交通管理者やバス運行事業者と綿密な調整を図りながら進める必要があります。

② 市道第1号線（北大通り）【緑中央通り～東大通り】

市道第1号線（北大通り）緑中央通りから東大通りまでの区間については、西側で市指定の緊急道路障害物除去路線である市道第12号線（緑中央通り）と交差し、東側で東京都が無電柱化整備の事業中である東大通りと交差することから、緊急輸送道路ネットワークの延伸に寄与する重要な区間となります。



図 4.8 市道第1号線（北大通り）緑中央通り～東大通りの状況



図 4.9 東大通りの状況

この区間も小金井街道～緑中央通り区間同様に両側に歩道が設置され、歩道幅員も電線共同溝整備に必要な2.5m以上を確保できるため、電線共同溝方式による整備が可能です。

ただし、歩道内には既設地下埋設物（電力・通信・水道・下水道・ガス）が多く占用しており、整備にあたってはこれらの撤去や移設に伴う企業者調整を要します。

また、歩道内には植栽帯が設置されていることから、整備の際に一部の街路樹の撤去・復旧も伴います。

加えて、他区間同様、交通量が多く、かつバス路線であることから、施工時間帯や施工方法等が制約される可能性がありますので、交通管路者やバス運行事業者等と綿密な調整を図りながら整備を進める必要があります。

③ 市道第1号線（北大通り）

【市道第345号線（ナンジャモンジャ通り）～小金井街道】

市道第1号線（北大通り）市道第345号線（ナンジャモンジャ通り）から小金井街道までの区間については、東側で小金井街道（第2次緊急輸送道路）と交差し、西側で交差する新小金井街道（第1次緊急輸送道路）へ向かう区間であることから、緊急輸送道路ネットワークの延伸に寄与する重要な区間となります。



図 4.10 市道第1号線（北大通り）市道第345号線～小金井街道の状況

この区間も他区間同様に両側に2.5m以上の歩道幅員を確保できるため、電線共同溝方式による整備が可能です。ただし、歩道内には既設地下埋設物（電力・通信・水道・下水道・ガス）が多く占用しており、整備にあたってはこれらの撤去や移設に伴う企業者調整を要します。

また、歩道内には植栽帯が設置されていることから、整備の際に一部の街路樹の撤去・復旧も伴います。

さらに一部歩道下に仙川が流れていることから、電線共同溝の設置場所の確保や民地への供給方法についての検討が求められます。

交通量が多いバス路線でもあるため、施工時間帯や施工方法の制約を考慮し、交通管理者やバス運行事業者と綿密な調整を図りながら進める必要があります。

**2. 都市計画道路、再開発事業、土地区画整理事業、宅地開発等で計画されている
路線における無電柱化推進計画**

都市計画道路、再開発事業、土地区画整理事業、宅地開発等で計画されている路線については、事業調整の上、無電柱化を進めます。

また、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業などに位置づけられる路線については、東京都と連携して、関係権利者等と協議の上、無電柱化に向けた調整を行います。



市道第 845 号線



市道第 846 号線

図 4.11 緑町二丁目地内 開発事業による無電柱化路線状況

第5章 無電柱化の推進に向けた施策等

無電柱化を一層推進するため、以下の無電柱化の推進に関する施策や取り組みを実施します。

1. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

本計画では無電柱化をさらに推進するため、以下の3つのポイントを基本に、本市の道路環境等の実情を踏まえて、無電柱化の推進に向けた施策を検討します。

- ① 市が新たに整備する道路は無電柱化で整備を進め、緊急道路障害物除去路線の電柱を抑制する
- ② 徹底したコスト縮減を推進し限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす
- ③ 事業の更なるスピードアップを図る

① 市が新たに整備する道路は無電柱化で整備を進め、緊急道路障害物除去路線の電柱を抑制する

東京都が新たに整備する道路については無電柱化を原則としています。市が新たに整備する道路についても無電柱化を原則とします。

また国及び都道府県は、防災の観点から進めてきた緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限する措置について示しています。本市が防災上重要と考える市道について、新設電柱の抑制に向けた対応方策を引き続き検討していきます。

② 徹底したコスト縮減を推進し限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす

無電柱化整備の計画・設計・工事等の各段階において以下の取組を進めることでコスト縮減を目指します。

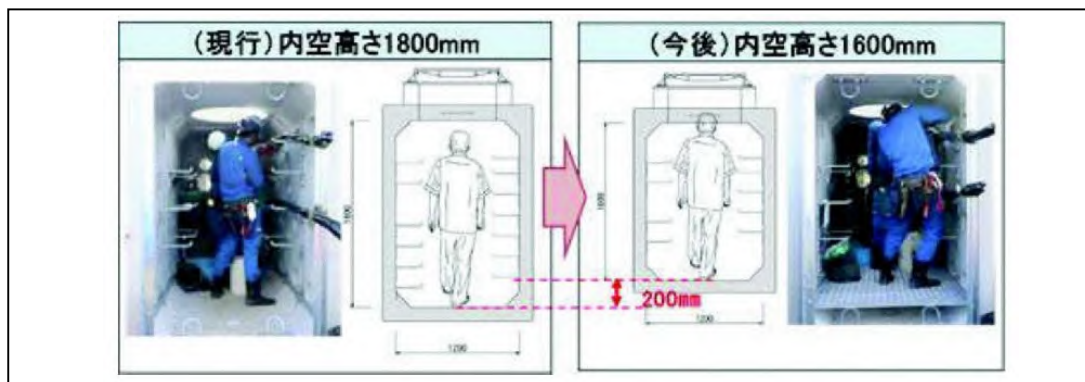
1) 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するために、様々な手法を比較検討し、対象路線の道路状況、既設地下埋設物状況等に応じた最適な整備手法を検討することでコスト縮減を図ります。



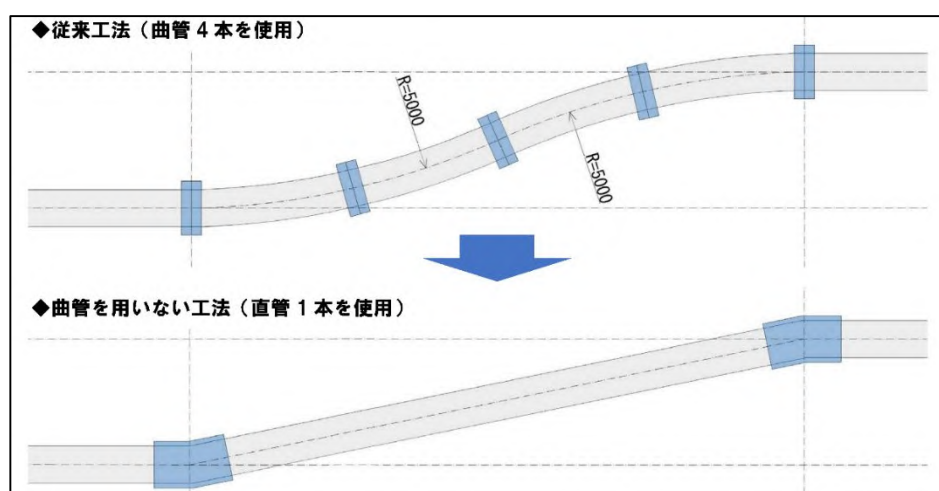
（出典：国土交通省）

図 5.1 電力管路材の仕様変更による低コスト化（イメージ）



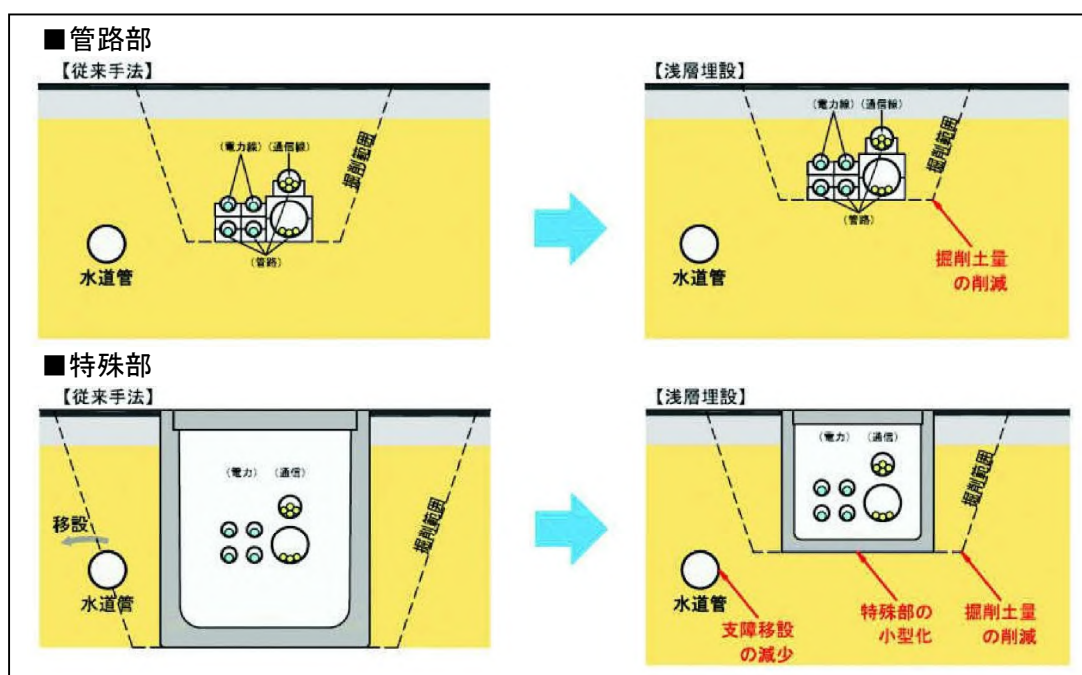
(出典：東京都)

図 5.2 特殊部のコンパクト化による低コスト化（イメージ）



(出典：国土交通省)

図 5.3 曲管を用いない工法（イメージ）



(出典：国土交通省)

図 5.4 浅層埋設による低コスト化（イメージ）

2) 低コスト手法の動向把握

国及び東京都で検討される低コスト手法に関する情報収集に努め、積極的な導入の検討に取り組めます。また電線管理者等やメーカー等による特殊部や機器類のコンパクト化に関する技術開発動向について、「新技術情報提供システム（NETIS）」等の活用により、新技術の積極的な活用の検討に努めます。

3) 更なるコスト縮減への取組

無電柱化にあたり、新材料等を積極的に活用し、引き続きコスト縮減に取り組むとともに、電線管理者負担となる地上機器などの技術開発を促すことで電線共同溝整備全体の更なるコスト縮減を進めていきます。

③ 事業の更なるスピードアップを図る

本市の路線における特徴として、地下埋設物が多く占有していることから、電線管理者等が所有する管路やマンホール等（既存ストック）を電線共同溝の一部として活用することにより、地下埋設物の輻輳や管路新設に伴う他の埋設物の支障移設を軽減することができます。既存ストックを活用することにより、工期短縮やコスト縮減が期待できることから、電気・通信事業者と積極的な活用について調整します。

事業を進める中での低コスト手法や事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、効率的な整備を行えるよう十分な検討を行い、事業のスピードアップを図ります。

2. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報活動等

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるため、無電柱化の実施状況、効果等について、市報等を活用して周知するなど、無電柱化に関する広報等を積極的に行い、無電柱化に対する市民のご協力が得られるように努めます。



(事業に関する市報)

図 5.5 本市における広報活動の事例

(2) 無電柱化情報の共有

国及び東京都と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取組について国や他の地方公共団体との共有を図ります。

(3) 計画の進行管理

市道の無電柱化を着実に進めるため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況及び上位計画や関連する計画の状況を踏まえて、計画の見直しの必要性等を検討します。



図 5.6 PDCAサイクルによる計画の進行管理イメージ

參考資料

用語解説

か行 緊急道路障害物除去路線

避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路上への落下倒壊物等により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線のこと。

緊急輸送道路

災害発生直後から生じる緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、防災拠点を相互に連絡する道路のこと。

さ行 再開発事業

公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。

た行 宅地開発

農地や山林など、これまで宅地ではなかった土地を造成し、住宅を建設するための用地として整備すること。単なる土地の区画割や整地にとどまらず、新しい街区を形成するために必要な道路、公園、上下水道などの都市基盤施設（インフラ）を一体的に整備する事業を指す。

た行

電線共同溝方式以外

自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を敷設する手法。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理する。

単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法。現在、実施されている例は極めて少ない。管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する。

要請者負担方式

地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合に用いる手法。原則、費用は全額要請者が負担する。

電線類地中化以外

裏配線方式

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法のこと。

軒下配線方式

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下又は軒先に配置する手法のこと。

電線管理者

電力又は通信ケーブルを管理する事業者のこと。
(東京電力パワーグリッドやNTT等)

道路区域

道路法が適用される土地の範囲のこと。

都市計画道路

都市計画と一体となって整備される道路のこと。

た行 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地で、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行う事業のこと。

ま行 みどりの拠点

大規模な都立公園と、大学を中心に災害時に広域避難場所や延焼防止機能、地球温暖化の緩和や多様な生きものを育むみどりとしての役割を担う。

無電柱化

電線を地中に埋めることによる電線類地中化や電線を軒下等に配線するなどにより、電柱をなくすこと。

無電柱化整備済み区間

無電柱化整備が抜柱まで完了している区間のこと。

無電柱化整備率

無電柱化済道路・無電柱化事業中道路・無電柱化を予定する道路の総延長に対する無電柱化済道路延長の割合で、無電柱化整備がどのくらい進んでいるのかを算出したもの。

P PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字。生産管理や品質管理などの管理業務を改善していくことを示すサイクルのこと。

関連する法律

法 律	説 明
電線共同溝の整備等に関する特別措置法	電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。
東京都無電柱化推進条例	無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした条例。
無電柱化の推進に関する法律	災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（電線を地下に埋設することとその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律。 （第8条 第1項） 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。
東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例	「無電柱化の推進に関する法律」を踏まえ、規制区域内で行われる宅地開発について開発区域内への電柱等の新設を原則禁止とする条例。

関連する制度や計画等

制度・計画等	説 明
区市町村無電柱化事業 に対する都費補助制度	2025（令和 7）年度までの期間、区市町村が行う無電柱化事業に対して都が補助する制度。 センター・コア・エリア内、主要駅周辺、主要観光地周辺の路線を対象として、工事費、移設補償費等の国交付対象事業費から国交付金及びその他収入を控除した額の 1/2 または、国交付対象事業費の 1/4 以内のいずれか少ない額を限度として都が補助。 また防災に寄与する路線を対象として、測量及び試験費の補助対象事業費の 1/2、工事費、移設補償費等の国交付対象事業費から国交付金及びその他収入を控除した額の全てを都が補助する制度。
小金井市地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、小金井市防災会議が作成する計画。この計画に基づき、市及び防災関係行政機関などの公助の取り組みをはじめ、市民・事業者による自助・共助の取り組みを推進し、地域の防災力を強化する。 2023（令和 5）年 3 月に修正。
小金井市都市計画 マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づく計画であるとともに、『個別の都市計画に関する地域住民の理解を得るための手だて』『個別の都市計画相互の調整』『今後の個別の都市計画の決定・変更の指針』の役割を担う。 2002（平成 14）年 3 月に策定され、2012（平成 24）年 3 月に見直しを行い、2022（令和 4）年 8 月に改定。
小金井市バリアフリー のまちづくり基本構想	小金井市における高齢者や障害のある人等の移動等環境のバリアフリー化を目的として策定。

制度・計画等	説 明
無電柱化推進計画事業 補助	「地方版無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備について、国が計画的かつ集中的に支援する個別補助制度。 「地方版無電柱化推進計画」に位置づけられている無電柱化事業、低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業等が対象。
第5次小金井市 基本構想 ・ 前期基本計画 ・ 後期基本計画	憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民のしあわせを増進することを目的に、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までを計画期間（前期は2021（令和3）年度～2025（令和7）年度の5年間）とする第5次小金井市基本構想を策定。 基本構想では、「みんなで幸せになるまちづくり」「みんなで進めるまちづくり」「未来につなげるまちづくり」の3つをまちづくりの基本姿勢とするとともに、2021（令和3）年度における私たちの住む小金井市の将来像を、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」と定め、将来像を実現するために本市が取り組む施策を具体化・体系化した基本計画。 前期基本計画が2025（令和7）年度で最終年度を迎えることから、引き続き2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までを計画期間とする後期基本計画について、小金井市長期計画審議会で議論・検討を経て、2025（令和7）年12月に後期基本計画（案）の答申が提出された。
東京都 無電柱化加速化戦略	都道、臨港道路、区市町村道、まちづくりなどにおいて、島しょ地域の含め、無電柱化の取組を更に加速させ、安全安心で魅力ある東京の実現を目指すため、「電柱を減らす」「これ以上電柱を増やさない」「無電柱化の費用を減らす」の無電柱化3原則を定め、この原則に基づき、7つの無電柱化加速化戦略を策定。
東京都 無電柱化チャレンジ 支援事業制度	現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村や、原則、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど地上機器を設置することが困難な路線をチャレンジ路線とし、チャレンジ路線の検討・事業に要する費用を補助する制度。 事業認定期限【2027（令和9）年度末まで】

小金井市無電柱化推進計画【改定】

2026(令和8)年6月

小金井市 都市整備部 道路管理課

TEL 042-387-9855